

検針業務特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、松江市上下水道局（以下「発注者」という。）が委託業務受注者（以下「受注者」という。）に委託する松江市水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の第24条の検針業務の概要について、特に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 水道メーター検針業務とは、水道法第17条に基づき、給水装置設置場所に赴き、水道メーター（以下「メーター」という。）を点検し、使用水量を計量する業務をいう。また、水道の利用者、水道管理人、給水装置の所有者若しくは代理人、下水を公共下水道に排除してこれを使用する者（以下「水道利用者等」という。）への使用水量及び水道料金・下水道使用料の通知や異常水量等の調査・確認などを含む。

2 汚水排除量認定業務に係る検針業務については「汚水排除量認定業務特記仕様書」のとおりとすること。

3 検定満期メーター取替業務に係る検針業務については「メーター情報管理業務特記仕様書」のとおりとすること。

(検針区域)

第3条 検針は、検針区域を二つに分けて隔月検針（2か月に1回）で下記のとおりとする。

奇数月検針地区 ※以下地区名はアイウエオ順
上乃木、朝日町、一の谷町、大草町、大庭町、鹿島町、古志原、雑賀町、幸町、佐草町、栄町、新町、新雑賀町、袖師町、堅町、玉湯町、田和山町、津田町、西忌部町、西津田、西嫁島、乃木福富町、乃白町、浜乃木、東朝日町、東忌部町、東津田町、東出雲町、平成町、本郷町、松尾町、八雲台、山代町、横浜町、嫁島町、八雲町、八束町
偶数月検針地区
秋鹿町、青葉台、朝酌町、伊勢宮町、石橋町、魚町、うぐいす台、打出町、内中原町、苧町、大井町、邑生町、大垣町、大野町、大海崎町、岡本町、奥谷町、魚瀬町、御手船場町、春日町、片原町、上宇部尾町、上大野町、上佐陀町、上東川津町、上本庄町、学園、学園南、川原町、北田町、北堀町、国屋町、黒田町、古志町、古曾志町、薦津町、坂本町、下東川津町、島根町、下佐陀町、湊北台、白潟本町、新庄町、末次町、末次本町、菅田町、砂子町、外中原町、荘成町、大正町、大輪町、竹矢町、千鳥町、寺町、天神町、堂形町、殿町、手角町、中原町、長海町、灘町、南平台、西生馬町、西尾町、西川津町、西谷町、西茶町、西法吉町、西浜佐陀町、西持田町、西長江町、野原町、八軒屋町、浜佐田町、比津町、比津が丘、東奥谷町、東茶町、東本町、東生馬町、東長江町、東持田町、富士見町、福富町、福原町、北陵町、法吉町、母衣町、本庄町、馬潟町、枕木町、南田町、向島町、美保関町、矢田町、八幡町、米子町、和多見町

(指標)

第4条 検針業務の指標については、「別表2 業務実績表」のとおりとする。

(検針サイクル)

第5条 ひと月の検針を行うサイクルについては発注者と受注者と協議し、漏れなく効率的に行うこと。

(検針員の心得)

第6条 メーターの検針は、水道料金、下水道使用料の算出基礎となる使用水量を計算する重要な業務であることから指針値の読み取り及び現状調査等に誤りのないよう十分に留意し、業務を行うこと。

また、検針業務従事者（以下「検針員」という。）の行動がそのまま発注者の品位を左右することを自覚し、この認識の基に常に親切丁寧かつ節度ある態度で水道使用者等に接することで発注者の信頼を保持するとともに、水道事業の発展に努力すること。

(1) 水道使用者等への対応

水道使用者等から水道に関しての質問又は相談等を受けた時は、明快に対応し、判断できない時は受託者の業務責任者に相談してから対応するなどして、水道使用者等に誤解を与えることのないように注意すること。また、発注者からの回答を必要とするものは報告書を発注者へ提出する。

(検針を行うメーター)

第7条 原則、発注者が設置したすべてのメーター。ただし第2条第2項及び第3項において定義されるメーターを含む。

(検針データ作成)

第8条 検針作業前準備作業として以下の項目を行う。

- (1) ハンディターミナル（以下「HT」という。）の整備、保管
- (2) 新設メーター及び変更のあったメーターについての事項等の情報入力（検満メーター取替後のデータ更新も含む）
- (3) 地図の作成及び修正（メーター位置情報の整備を含む）
- (4) 検針順路の決定及び検針サイクルに基づいた検針予定表の作成
- (5) 上下水道料金システム（以下、「料金システム」という。）からの検針データの作成及びHTへの検針データの転送
- (6) その他検針データ作成に付随する作業

(検針)

第9条 検針は、検針予定表に基づき行う。検針日は、前回検針日と同日を基本とする。

- 2 メーター番号と口径を照合し、メーターの指針値と使用水量の流れを示すパイロットの動作（静止・回転）を正確にHTに入力し、使用水量を確認後、使用水量及び水道料金・下水道使用料の通知を水道使用者等に交付する。
- 3 使用水量が過去に使用した水量から積算される推定使用水量と比較し、別紙「使用水量増加又は減少対応について」に照らし合わせ増加、減少している場合又はメーターの異常を発見した場合は「保留」とし、使用者等への使用状況の調査を行う。

ただし、その場で水道使用者等に増減理由の確認がとれたものについては、その理由をHTに入力することにより異常水量としない。

4 検針の順番やメーターの番号に誤りがないか確認し検針を行うこと。

(検針に支障がある場合の対応)

第10条 障害物等の理由でメーターの検針が行えない場合は、水道使用者等に対しその障害物等を除去するよう依頼を行う。ただし、依頼後も検針が行えない場合は、発注者へ報告する。

2 メーター破損(ふたの破損やふた裏の証印シールの文字消えを含む)・メーター紛失等を発見した場合は、発注者へ報告するとともに、その原因を調査する。

(検針済データの処理)

第11条 検針終了後毎日、HTから料金システムにデータ取り込みを行う。

(検針保留リストの作成)

第12条 HTにおいて「保留」としたものと及び検針後に異常等が発覚したものについては、「保留リスト」を作成し、調査を行う。

(異常水量等の調査・確認)

第13条 保留リストに基づいて次の各号に該当する場合は、必ずその使用状況について現地調査し適切な対応を行う。また、必要な場合は発注者へ所定の様式で報告を行う。

(1) 使用水量の異常な減又は使用水量が0 m³の場合

ア 居住の有無を確認し、無い場合は、追跡調査する

イ メーター故障(不働・遅動)又はメーター逆付けの場合は、その内容を発注者に報告し、指示に従う

(2) 使用水量の異常な増による漏水が疑われるパイロットの回転がある場合

ア 漏水が確認できた場合は、水道使用者等に早期修理を勧め、漏水修理が完了するまで追跡調査を行う

イ 漏水が疑われる場合であって、水道使用者等が不在の時は異常水量の状況を伝えるメモを置き、再度調査を行う

(3) 閉栓中メーターの指針値が上昇していた場合

ア 無断使用が発覚した場合は、書面等により給水申込手続きを行なうよう求める

イ 給水申込手続きを行なうよう求めた後、一定期間経過した後も給水申込がない場合は、通知書を配布し停水作業を実施する。その場合、発注者に報告する

ウ 給水停止後、使用者より給水申込があった場合は、停水解除を行う

(4) その他

ア 給水停止中メーターの指針値が上昇していた場合

イ 火災・災害等により被災したと判断される場合

ウ 閉栓中のもので、建物等が解体され、更地及び駐車場等になっている場合

エ 水道使用者等からの苦情及び問い合わせがあった場合

(保留解除入力)

第14条 第12条で作成した保留リストに基づき調査を実施した結果、そのまま請求をすべきと判

断したものについては、解除理由を入力し保留解除を行う。

- 2 保留リストの中で指針訂正を伴うものについては、発注者へ報告書を提出し発注者の指示に従う。

(検針に付帯する業務)

第15条 検針に付帯する業務は次の各号とする。

- (1) メーター止水栓開栓作業（給水開始）

メーター止水栓が閉栓となっている場合であって、給水開始届によりあらかじめ使用開始の依頼があったものについては、その使用開始日の前日までに開栓を行う。なお急を要する場合、窓口業務時間に受付けた当日分については当日に開栓を行う

- (2) 文書配布

発注者が用意する広報誌を検針時に各戸配布する

- (3) 給排水設備工事が終了し、居住の実態があるにも関わらず登録されている使用用途に相違があった場合は調査を行うこと

- (4) 上下水道料金システムから出力し発注者へ提供する資料については「別表3 帳票一覧表」のとおりとすること

別紙 使用水量増加又は減少対応について（検針業務特記仕様書第9条第3項）

1 使用量の増加

開栓から何回目の検針により「推定使用水量」を算出、その推定使用水量により上限値を設定し、今回水量が上限値以上になる場合に水量増加とみなす。

(1) 推定使用水量

単位 (m³)

開栓からの	推定使用水量（小数点以下切捨て）
検針 2 回目	前回水量を日割りで 2 か月換算した水量
検針 3 回目	（前回水量＋前 2 回水量を日割りで 2 か月換算した水量）÷ 2
検針 4 回目	（前回水量＋前 2 回水量＋前 3 回水量を日割りで 2 か月換算した水量）÷ 3
検針 5 回目以降	（前回水量＋前 2 回水量＋前 3 回水量）÷ 3

(2) 上限値

単位 (m³)

段階	推定使用水量	上限値
1	0 ～ 20	推定使用水量 ＋ 10
2	21 ～ 50	推定使用水量 ＋ 15
3	51 ～ 100	推定使用水量 ＋ 20
4	101 ～ 500	推定使用水量 × 1.3（30%増）※小数点以下切捨て
5	501 ～ 2000	推定使用水量 × 1.2（20%増）※小数点以下切捨て
6	2001 以上	推定使用水量 × 1.1（10%増）※小数点以下切捨て

(3) 使用量増加

今回水量 ≥ 上限値

2 使用水量の減少

前回水量により下限値を設定し、今回水量が下限値以下になる場合に水量減少とみなす。

ただし、開栓からの検針 2 回目の場合には前回水量を日割りして 2 か月分に換算した水量（小数点以下切捨て）を使用する。

(2) 下限値

単位 (m³)

段階	前回水量（小数点以下切捨て）	下限値
1	0 ～ 10	前回水量 － 5
2	11 ～ 20	前回水量 － 10
3	21 ～ 30	前回水量 － 15
4	31 ～ 50	前回水量 × 0.5（50%減）※小数点以下切捨て

松江市水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託

5	51 ～ 100	前回水量 × 0.6 (60%減) ※小数点以下切捨て
6	101 ～ 500	前回水量 × 0.7 (70%減) ※小数点以下切捨て
7	501 以上	前回水量 × 0.8 (80%減) ※小数点以下切捨て

(3) 使用量減少

今回水量 ≤ 下限値